# 菊澤

第六號

栃木縣上都賀郡菊澤村役場
編輯兼發行人　渡邊順道

栃木縣鹿沼町上横町
印刷人　井上平作　電話三五三番

栃木縣上都賀郡菊澤村役場内
發行所　菊澤村經濟更生委員會　電話鹿沼三六番


## 暑中御見舞申上候

燃ゆる太陽の下灼きつく大地いよ〳〵三伏の暑熱訪れ申候折柄、勇士各位には益々御健祥にあらせられ爲邦家日夜御奮闘を續けられ候御事慶賀至極に奉存候

顧みれば昨夏七月事變勃發以來王師の向ふ處全く敵無く連戰連捷戰局は極めて有利に展開し今や北支中支兩方面の廣汎なる地域を平定し近くは徐州一帶を攻略して南北を連結支那に於ける政治經濟の要衝は殆ど之を完全に平定世界戰史上空前の戰果を收めつゝ有之候もの元より御稜威の然らしむる所なりと雖も又以て忠勇義烈なる貴殿方勇士各位が其に身を國家に奉じ有ゆる困苦欠乏を忍ばれつゝ惡戰苦闘奉公の赤誠を捧げられたるの結果にあらざるはなく吾人の等しく感謝感激に堪へざる次第に御座候

然りと雖も事變の前途元より豫測を許さず殊に國際關係の推移亦頗る機微にして蔣政權を潰滅せしめ帝國既定の方針を確立する迄には前途尚遼遠と存ぜられ候條何卒御自愛專一に御健闘の程奉祈上候

吾人又元より國民精神總動員の趣旨を休し長期應戰に耐ゆるの覺悟を以て堅忍持久勤勞倍加の精神を以て生産の增加に勉め消費節約日常分度の生計を守り今回政府が國策として掲げられたる貯蓄目的達成の爲めに最善盡命の努力を致し物心一如の國民精神總動員的休制の整備に勉め輝かしき戰捷國根本的確立に資し以て銃後を護る國民としての責務に任じ出征勇士各位御辛勞の万一に酬へんとするものに有之候　尚其後本地の現況等紙上にて御報導申上候得共各位の御家庭初め村内等何等の異常も無之極めて平穏且無事一團融合して各自職場に勵精致し居候間何卒御安心下され度　御任地異域の暑熱及瘴癘等寧ろ頑敵にも比して恐るべきもの有之候由承り候に付折角御攝養の程望ましく

茲に紙上を通じ謹んで各位の御武運長久を祈り奉り陣中御慰問申上候　敬具

盛夏　村長　大出新作

## 公示通牒欄

◎昭和十三年度徴兵檢査甲種合格者

玉田…林辰雄（亀三郎三男）。澁江清（長平孫）。福田光男（鬼子郎養子）。加藤廣（景喜二男）。見野…福田俊夫（仁平五男）星野榮吉（武吉長男）。渡邊登（德太郎二男）。渡邊啓（德太郎弟）。福田岩二（喜市甥）。下堀部…金子茂（忠次長男）。富岡…鈴木輝（源九郎三男）。松井清次郎（榮造甥）。相羽芳三郎（兼三郎二男）。武子…大塚清志（榮助三男）。三品角造（幸次郎弟）。廣田正一郎（啓八孫）。廣田太八（良作三男）。加藤長次（彌一郎四男）。大出清作（榮弟）。

栃窪…大柿陽（清作二男）。

千渡…熊倉清（吉次郎長男）石川正二（善吉五男）。設樂民夫（榮三郎三男）。市花友次郎（文治三男）。

富岡…湯澤長二郎（劉弟）。

武子…小林十一（金吉二男）

## 邑説

### 農村と貯蓄

本年度に於て、國内へ大約八十億の通貨が流出することは、衆知のことである。

これを國民の理解ある協力によつて、速かに回收（還流）せんとするのが、消費節約國民貯蓄の運動なのである。

即ち消費節約と貯蓄によつて、物價の昂騰を抑へ、豫算の遂行を圓滑にし、輸出の振興を圖ることが絶對に必要なのである。

然るに農村には應々にして、物價が上れば農村は景氣が良くなると考へてゐるものがある。これは大きな誤謬である。

○

大正年代に於ける高米價は、過去の夢であつて、現在は絶對にあり得ない。

假りに物價が高くなるとしても、先づ家計用品である。農機具である。農用藥品である。肥料である。そして最後に、しかも最も少なく騰るのが農産物なのである。

試みに事變發生以來の物價の高騰狀況を調べて見ると。

農用藥品は三割三分、金屬品は二割四分、建築材料は一割五分、燃料は一割三分、肥料は一割、繊維は九分と夫々昂騰してゐるに拘らず食料品は僅か四分しか騰貴して居ない

即ち安いものを賣つて、高いものを買はねばならぬ景氣が、農村に來ることを防ぐのが貯蓄なのである。

○

では貯蓄は如何にして行はれるか。

× × ×

267　菊沢地区見野　大出隆家文書目録　ウ17-6

# 菊澤村勤勞奉仕團則及編成

第一條　本團ハ菊澤村勤勞奉仕團ト稱ス

第二條　本團ハ專ラ團員ノ勤勞奉仕ニヨリ本村內應召並ニ出兵遺家族ノ生活維持上必要ナル勞力ソ調整按排ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　本團ニ左ノ役員ヲ置ク

一、團長　統卒機關トシ村長ヲ以テ之ニ充ツ

二、副團長　團長ヲ補佐代理ス、助役ヲ以テ之ニ充ツ

三、理事　監督機關トシ村內各種團体長村會議員班長其ノ他團長ノ指名シタルモノヲ以テ之ニ充ツ

四、班長　調査機關トシ各大字區長ヲ以テ之ニ充ツ

五、副班長　班長ヲ代理補佐ス、農區長ヲ以テ之ニ充ツ

六、幹事　各種團体部落代表者及區內代表者其ノ他班長ノ指名シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

七、部長　實行機關トシ、直接勤勞奉仕ニ當ル、幹事中ヨリ班長之ヲ委囑ス

右ノ他團長ハ理事中ヨリ常任理事ヲ、班長ハ幹事中ヨリ常任幹事ヲ委囑シ諸般ノ庶務ヲトラシムルコトヲ得

第四條　本團ハ會議ハ理事會、總會、部落會ノ三種トス

第五條　理事會ハ理事ヲ以テ組織シ隔月之ヲ開キ期間內ニ於ケル各班內勤勞奉仕狀況ニ關シ班長ノ報告ヲ承ケ更ニ調整ノ適否ヲ檢討シ或ハ之ヲ管掌スルモノトス

第六條　總會ハ理事、幹事ヲ以テ組織シ年四回四季每ニ之ヲ開キ、勤勞奉仕ノ方法、限度、量、其ノ他諸般ノ大綱方針ヲ協議決定スルモノトス

第七條　部落會ハ幹事ヲ以テ組織シ、各班每ニ月二回以上之ヲ開キ班內遺家族各戶ノ勞力過不足ノ狀況ヲ實査シ奉仕勞力ノ配分ヲナシ奉仕ノ日時ヲ決定スルモノトス

部長ハ部落會ノ決議ニ基キ部員ヲ率ヒテ勤勞奉仕ヲナスモノトス

第八條　各班ニ監察簿、勤勞奉仕配分帳日誌ヲ置キ遺家族ノ農業經營狀態、勞力農事進捗狀況、勞力自給狀態、勞力配分狀況其ノ他必要ナル事項ヲ隨時記入セシムルモノトス

第九條　役員ノ任期ハ各ソノ所屬團體ノ就任期ニヨル

第十條　本則ニ規程セザル事項ニシテ必要アリト認ムルトキハ團長之ヲ定ムルモノトス

## 菊澤村勤勞奉仕團編成表

團長（村長）

副團長（助役）

理事（別働隊　菊澤村銃後支援同盟）

- 村會議員
- 班長
- 產業組合專務理事
- 農會長
- 技術員
- 消防組頭
- 衛生組合長
- 在郷軍人分會長
- 國防婦人會小學校長
- 農區長
- 牧場東員
- 青年學校教諭
- 方面委員
- 駐在巡査

第一班（玉田）
副班長　高山慧八
幹事（各團体副團長、班長、支部長、總代、其他部落團体長）
常任幹事　宗崎

第二班（見野）
副班長　大出源治郎
副班長　西川信一
常任幹事　佐藤要太

第三班（下遠部）
副班長　渡邊嘉一郎
常任幹事　渡邊嘉一郎

第四班（富岡）
副班長　大野養太郎
副班長　豊田儀作
常任幹事　相羽梅次

第五班（武子）
副班長　渡邊新三郎
副班長　大島宗三郎
常任幹事　青木昇

第六班（栃窪）
班長　菊地清次
副班長　大塚兵一郎
常任幹事　竹岸郡莊

第七班（千渡）
副班長　宇賀神孫作
副班長　熊倉眞三郎
常任幹事　宇賀神孫作

第一部長　林政雄
第二部長　澁江馬四郎
第三部長　勝田伊惣治
第一部長　相羽梅次
第二部長　豊田多門
第三部長　豊田儀作
第四部長　宇梶里
第一部長　加藤右三郎
第二部長　加藤彌一郎
第三部長　大山藤治
第四部長　岸三源彌
第五部長　金子廣由良作
第一部長　大塚兵一郎
第二部長　渡邊米作
第三部長　渡邊平鏡
第一部長　麗島久一郎
第二部長　平井儀十郎
第三部長　大出憲一
第四部長　星野武吉
第五部長　佐藤敏
第六部長　根本彌平
第七部長　田野井作治
第一部長　班長ト仝ジ



# 一戶一品献納成績

日支事變一週年に當り、縣下一齊に行はれた一戶一品慶品献納の本村成績左の如し。（蒐集は本村青年團員の奉仕に依る）

| 種別／字別 | 玉田 | 見野 | 下遠部 | 富岡 | 武子 | 栃窪 | 千渡 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 針金 | 一、〇〇〇 | 三、五〇〇 | — | 二、四〇〇 | 三、四〇〇 | 二、〇〇〇 | 三、四〇〇 | 一五、七〇〇 |
| 鐵 | 一、二〇〇 | 三、八〇〇 | 一、九〇〇 | 二、五〇〇 | 八、六〇〇 | 三、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 三八、〇〇〇 |
| 鑄鐵 | 一、五〇〇 | 一、七一〇〇 | 二、四〇〇 | 二、八〇〇 | 八、一〇〇 | 二、一〇〇 | 二、七〇〇 | 三八、〇〇〇 |
| 鍼力、トタン | 六、八〇〇 | 一、七一〇〇 | 一、一〇〇 | 四、六〇〇 | 二、八〇〇 | 七、三〇〇 | 二、三〇〇 | 六二、一〇〇 |
| 釘 | — | — | — | — | 一、五〇〇 | — | — | 一、八〇〇 |
| ニューム | — | — | 一六〇 | 一〇 | 四五 | 五五 | — | 二一〇 |
| 銅眞鍮 | — | 一〇〇 | — | — | 一八〇 | — | — | 一九〇 |
| 蹄鐵 | — | 三、〇〇〇 | — | 六〇〇 | 一、三〇〇 | 一、一〇〇 | 一、八〇〇 | 七、八〇〇 |
| 紙、ボロ | 一、三〇〇 | 一、〇〇〇 | — | 四、四〇〇 | 三、〇〇〇 | 一、七〇〇 | — | 一二、四〇〇 |
| ビン | 二 | 六 | — | 九 | 三 | 一〇 | — | 三九 |
| 計 | 二、八〇〇 | 四五、八六〇 | 五、四一〇 | 一七、三四五 | 三六、〇四五 | 二六、一〇〇 | 三〇、一二〇 | 一五五、八四〇 |

## 農繁期託兒所開設成績

| 開設月日 | 場所 | 託兒延人員 |
|---|---|---|
| 自六月十二日　至仝二十六日 | 千渡龍蟠寺 | 七二〇人 |
| 自六月十二日　至仝二十五日 | 栃窪・善持院 | 六八〇人 |
| 自六月十二日　至仝二十五日 | 武子青木方 | 三九〇人 |
| 自六月十五日　至仝二十八日 | 玉田黑崎方 | 六〇四人 |
| 自六月十五日　至仝二十八日 | 見野城寶寺 | 五九〇人 |

# 農事通年講座開講

菊澤村經濟更生委員會主催農事通年講座が開講されました。多數聽講を希望します。時間割左の通り。（會場役場）（聽講隨意）

| 月日 | 曜日 | 科目 | 所屬官廳 | 講師 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 十六月十六日 | 土 | 蔬菜 | 縣農務課 | 中村技手 | 白菜、大根、其他 |
| 七月十六日 | 日 | 畜產 | 末定 | | 蔬菜栽培 |
| 八月十六日 | 火 | 獸賣統制 | 粟野町 | 大藤米其他販賣統制 | 課外講演 |
| 九月十六日 | 金 | 麥作 | 縣農務課 | 川村技手 | 麥作其他 |
| 十月十六日 | 土 | 畜產 | 縣農務課 | 足立技手 | 養鷄及養豚 |
| 十一月一日 | 火 | 農產加工 | 末定 | | 漬物其他 |
| 十一月十六日 | 水 | 堆肥 | 農 | 試青柳技手 | 甑肥、速成堆肥 |
| 十二月一日 | 木 | 農業經營 | 縣農會 | 明間技師 | 農業經營全般 |
| 十二月十六日 | 金 | 簿記 | 縣農會 | 高橋技手 | 簿記 |
| 一月一日 | 金 | 果樹 | 農 | 試臼井技師 | 栗、柿、梅其他 |
| 一月十六日 | 月 | 報德 | 鹿沼佛校 | 麗田訓導 | 田論常會其他 |
| 二月一日 | 水 | 經濟更生 | 縣農務課 | 田代主事 | 農事實行組合論 |
| 二月十六日 | 木 | 蔬菜 | 郡農會 | 末定 | 蔬菜苗ノ育成 |
| 三月一日 | 水 | 害蟲 | 縣農務課 | 田島技手 | 蔬菜出荷統制 |
| 三月十六日 | 木 | 畜產 | 縣農務課 | 山岸技手 | 牛飼育管理肥育 |
| 四月一日 | 土 | 稻作 | 縣農務課 | 增淵技手 | 稻作及一般普通作物 |
| 四月十六日 | 日 | 農業土木 | 縣土木課 | 末定 | コンクリート技術實習 |
| 五月一日 | 月 | 地方自治 | 縣地方課 | 末定 | 地方自治百般 |
| 五月十六日 | 火 | 產業組合 | 縣組合課 | 森課長 | 產業組合一般 |
| 六月一日 | 木 | 農具 | 縣農務課 | 原川主事補 | 部落組合經營 |
| 六月十六日 | 木 | 農具 | 田中技師 | | 農機具 |

# 特別税戸數割の決定に就て

村　長

本村昭和十三年度特別税戸數割は去る七月八日の村會に於て決定致しました。總額一万一千九百九十五圓前年に比し三割五分四厘の増でありまして一戸當りは出征勇士家庭及其他特殊事情を有する家庭六〇戸を免除し七百六十六戸に賦課致しましたので一戸當り平均十五圓五十八錢餘と相成ります。然して此の増額の主なるものは即東西兩小學校新築に因る公債利子及年賦償還金並に支那問題に關する事變費等であります。大体本年の豫算編成に當りましては戰時体制下に於ける非常時經濟狀態其他を充分考慮し極めて嚴密なる査定を加へ村民の生活狀態と擔税力を考査し負擔の公平を期することに細心の注意を拂ひ緊急避くべからざるものゝ外は之を後年に劃愛し勉めて緊縮第一主義を採り時局柄最も妥當と信ずる豫算案を編成致し去る二月村會の協賛を經た次第であります。斯くして成りました本年の總豫算は三万四千一百九十五圓で内經常部豫算高二万九千圓臨時部五千壹百九十五圓で前年度に比し經常部に於て五百七十一圓臨時部に於て一千十三圓合計一千五百八十四圓の増と相成つて居りまするが各費目に渉り全く思ひ切つた極度の切り詰めを致しました結果差引總額此の程度の増加に止むることが出來た次第であります。次に歳入に就きましては國縣税徴收交付金前年度繰越金過年度收入營業收益税附加税等總括的約一千三百圓に達する減收を來し、加ふるに土地賃貸價額の改訂に伴ひ地租附加税特別地税附加税並に縣税雜種税の減率に因る同附加税の減額等を見積るときは實に二千八百圓に垂んとする數字を示すに至り斯くては到底之等の減額を獨り特別戸數割にのみ求むることは負擔の上よりも將又法の制限の上よりするも不可能事たるを以て地租及同特別地税附加税に於て制限外の課率を制定して認可を申請し前年同額の課税に引上げ、雜種税附加税に就ては總て之を臨時地方財政補給金を見込み而して歳入不足と歳出増計金三千一百餘圓を補ふために勢へ特別戸數割の増税に俟つの餘義なきに立至つた次第であります。

以上の如く本年度の豫算は全く他に求むるの財源なく止むなく戸數割の増税に依つて辛くもバランスを合せた位であります。前述の如く充分切り詰めてありまするも全くで從つて村歳計には全く餘裕がありません。万一にも村税の約五割を占むる此の戸數割に於て未納を生ずるが如きことありましてはたちどころに此の豫算執行上に支障を來し其の影響は直に教育費繰後支援等を始めとし有ゆる事業の遂行に甚大なる蹉跌を來し當局として全く非常なる困惑に陥り結局は村民各位の福利増進を破壊することになるのでありますから何卒此点御賢察の上是も非常時局下に於ける當然なる國民の責務であることを痛感せられまして宜しく御協賛御協力下さらん事を願つて止まない次第であります。

## 東西兩校改築に就て

本村東西兩校改築の議の起つたのは去る昭和十一年四月で先に西校結社代表村會議員區長父兄會幹事等二十二名の連署を以て危險狹隘を理由として至急改築方の陳情があり、續て東校結社よりも又同樣の理由の下に村議區長等役場訪問の上之が改築方の陳情に接した次第でありました。

村當局と致しましても元より教育の重大性に鑑み且つ兩校共數次の増改築によりまして漸く一時を彌縫して居りました現狀であり。加ふるに兩校共極めて舊式の建築で通風採光等元より現代理想に顧る遠く且つ腐朽狹隘講堂教員室すら無いと言ふ樣な狀態でありましたので一大決意を以て村民各位の意志を尊重し左の如き建築の大綱を定め六月八日の村會に提案附議する事に致しました。

一、東校　桁行三十間梁間五間半總二階
　建亞鉛引鐵板葺概算金二万圓
一、西校　桁行三十五間梁間五間半總二階建亞鉛引鐵板葺　概算金二万圓
一、設計は之を縣の土木營繕課に委託すること
一、建築に先ち東西兩校共大凡六百坪程度の敷地を擴張すること
一、建築費は總て之を起債に待つこと

村會は極めて緊張裡に慎重審議を重ね結局滿場一致提案通り承認、茲にいよいよ多年の懸案たりし兩校改築の議は正に確定を見た次第であります。

直に敷地の選定交渉となり兩校共現在敷地の後方に擴張することゝなし主として學務委員の方に交渉を依囑、折衝の結果地主各位の理解ある雅量と委員諸氏の御努力とに依りまして頗る順調に左の如く決定

一、東校（市花留五郎、廣田廣作）兩氏所有
　畑地面積七三六坪
　鄰入價額金六九六圓
一、西校　宇須井倉吉氏所有
　田地面積五八四坪
　購入價額金八〇〇圓

契約と同時に移轉登記提出七月十四日附縣より兩校々地擴張の件認可指令に接し、茲に兩校敷地として村の所有に決定を致しました。次で縣廳に土木營繕課訪問設計委託。七月十八日營繕課より近澤技手來村兩校敷地及現在建物移轉等に就き細密なる調査を遂げられ漸く八月十日設計仕樣書左記の如く出來

東校　本館並に玄關階段室昇降口便所廊下延坪數四五三、五坪
　工費　金二三、四四九圓也
西校　本館並玄關階段室昇降口便所廊下等延坪數五〇三坪



工費金二四、三八五圓也

即ち直に該設計仕樣書圖面及一件書類悉く添付の上十月三日附縣に向つて兩校改築認可申請書提出、續て十一月十六日附内務、大藏、文部、三大臣宛改築費起債許可稟請書提出、其後再三縣地方課學務課且つは大藏省内務省等訪問促進方陳情、漸く昭和十二年三月八日附を以て縣より改築認可指令越えて四月十四日附内務大藏文部三大臣より起債額金四萬圓を金三萬五千圓に減額並に据置期間及償還期間等一部更正の上認可指令となり茲に全く兩校改築に關する一切の手續が完了致した次第であります。

次に各地小學校建築實例等に徴しましても最も愼重を要しまするものは請渡方法と入札者の人選であると言ふことを痛感致しまして現に工事中或は最近工事を施行致しました郡内今市町兩摩村西方村等に出張致し其の實狀過程等に就き綿密なる調査を遂げまして之等を參考と致し六月十九日村會に於て兩校改築工事施行方法等制定、入札方法入札者の資格委員の權限並に技術上に關する監督及調査等は縣土木課營繕係に委託することに決し

七月五日午後一時より役場樓上に常任委員會開會全員出席入札方法に關する諸般の協議を遂げ入札者を十名指名することゝなし左記七名決定

宇都宮市　永野源次郎、浪花幸四郎
舟山　倉重
鹿沼町　森　元義、熊倉春三郎
中津覺四郎
板荷村　渡邊卯一郎

他三名は談合防止の一策として絶對秘密に村長に一任のことゝなし圖面及設計書の内容檢討をなし散會、斯くて村長は經歴資力其他等嚴密なる調査の上一任されたる三名を東京清水組、戸田組、壬生町佐藤鶴七の三氏を選定、越えて七月十日、全十一日の二日間に渉り圖面設計仕樣書入札心得書等と共に書留郵便を以て指名入札通知を發しました。然して締切期間の七月二十日迄に到着したる入札書は八通にして東京清水、戸田兩組は工事多端の爲め不本意ながら辞退との書信を以て遂へに棄權せられました。

七月二十一日入札開札に付き常任委員村會議員の參會を求め協議會を開き留札を決定の上入札者は各立會の下に開札したる所留札と入札價格との差實に一万三千餘圓と言ふ餘りにも尨大なる數字を表はしたるため再入札其他の方法等に入らず一先中止打切りの事と致しまして十一時三十分開札場を閉鎖致しました。

七月二十三日午後一時より改築委員總會開會村長より二十一日開札の結果に對し詳細なる説明の上協議に入り百方熟議の結果事變に因る諸物價騰貴の致す所止むを得ざるべしとなし左記要項を決し午後四時散會致しました。

一、再入札は之を取止め最底價格入札者たる森元義、熊倉春三郎兩氏に對し隨意契約の形式を以て再交渉をなすこと
一、右兩氏に對する折衝は擧げて村當局常任委員村會議員に一任すること
一、請渡價格緩和の一策として兩校便所四棟建築の處三棟は舊便所を移轉利用し一棟丈け新築すること
一、豫算超過は或るべく之を緣故者及村内特志家の寄附に待つこと

七月二十七日午前十時常任委員村會議員參集囊の最底價格入札者たる森、熊倉兩氏の來廳を求め百方折衝を重ねたる結果便所は委員會に於て申合せの通り新築一棟となし其他仕樣等にも一部變更を認め結局金五万二千五百圓也を以て請渡契約成立本契約は明日直に縣の意響を質したる上二十九日締結することゝなし散會

翌二十八日村長縣營繕課に近澤技手及石持主任技師訪問仕樣一部變更に對する承認を求め越えて二十九日再度森熊倉兩氏の來廳を乞へ常任委員立會の下に二十七日の協約に基き請負契約締結調印濟み茲に全く兩校改築の議確定を致した次第であります。

斯くて八月四日には東校午前八時より西校午前十時より新築委員森請負人其他關係者參列、宇梶渡邊兩神職により極めて壯嚴裡に地鎮祭執行工事に着手し其後請負人初め從業員の精勵と委員各位の監督々勵とに因りまして工事は豫定通り極めて順調に進捗、西校は十一月二十八日東校は十二月十二日何れも極めて嚴肅裡に上棟式を擧行するの盛事に會し今日に至つて居る次第であります。

而して工事着手以來絶えず委員各位の監督を預つて居りまする外縣の調査監督を乞へましたること五回即ち十一月三日兩校基礎工事並木材檢査十一月二十八日兩校建上り檢査十二月十二日兩校造作檢査昭和十三年三月二十九日壁塗り工及建具類檢査五月八日竣工檢査

毎回縣營繕課近澤技手出張各新築委員立會の上嚴密なる檢査を行ひ最後の竣工檢査の結果は東校八ヶ所、西校十一ヶ所の僅少なる部分的手直しを指摘總て仕樣設計通り差支なしとのことにて檢査終了手直しは翌九日十日の兩日に渉り全部指示通り出來茲に兩校共全く落成引渡しを完了

越えて五月二十二日には東校、同二十九日には西校と何れも午前十時より、縣知事代理を初め關係者多數の參列の下に極めて嚴肅に新築落成式を擧行致しました。

斯くて本村多年の懸案たりし兩小學校は着手以來些々たる支障もなく首尾頗る目出度落成を遂げました。

之元より縣當局の周到なる指導監督請負人の懇切熱誠等さることながら偏に委員初村民各位一團融合の御庇護御協力の結果に外ならぬのでありまして茲に概況御報告と併せて厚く感謝の意を表する次第であります。

最後に之が經費は左の通りでありまして村有現金一万餘圓の他は總て之を起債及寄附に待つた次第でありまするが幸にも村内有志及縁故者關係諸賢の翕然たる御協賛に依りまして寄附金の如き優に豫定額を超過し現に六百餘圓の殘餘を生じたと言ふ次第でありまして眞に感激の外はありません。

此の餘金は兩校内容の整備其他等に充用極めて適切有意義に費途を選びまして以て各位の御特志御芳情に反かざらんことを期して居ります。

267　菊沢地区見野　大出隆家文書目録　ウ17-6

宜しく御了承を願ひます。

次に本工事の收支決算額を掲示して各位の御參考に供します。（村長）

○菊澤村東西兩校舍增改築工事決算額

收　入

金　六三六三圓也　前年度より繰越金
金　九三九圓也　雜收入（過年度滯納整理）
金　二九三一圓也　基本金運用
金四〇〇〇〇圓也　公　費
內
（金三五〇〇〇圓也大藏省預金部より借入
金　五〇〇〇圓也村內熊倉氏他六氏より借入）
金　八六〇七圓也　寄　附　金
（村內特志者及緣故者一九六名より寄附）
計金五八八四〇圓也

支　出

金　一五五六圓也　敷地買收費
（東校八〇〇坪西校六〇八坪
計一四〇八坪）
金　九二九圓也　設計料檢査監督費其他（縣營繕課納付）
金五二五〇〇圓也　請渡金（森元義氏請負）
金　一〇〇〇圓也　森請負人に賞與
金　八〇四圓也　請渡外附帶工事費
（西校舊建物曳前、東校舊校舍風害復舊工事、東西兩校舊校舍其他附屬建物ペンキ塗り工其他）
金　三三八圓也　地鎭祭上棟式費
金　二一八圓也　委員會費及監督費
金　六八九圓也　落成式費
（二宮先生像除幕式費等を含む）
金　一二〇圓也　諸　雜　費
計金五八一五四圓也
差引殘額　金六八六圓也

# 村會會議錄

昭和十三年度豫算村會の實況を御知らせ致しますことも、明朗村政具現の爲め敢て徒事ならざるべしと信じて紙面の割愛を願ます。（係より）

× ×

昭和十三年二月二十四日午前十時四十分助役渡邊勝議長席ニ着キ村會ヲ開ク議員ノ定數十八名出席議員十七名

一番　福田長重郎
二番　大沼富作
三番　熊倉眞三郎
四番　佐藤要太
五番　若井太平
六番　相羽梅次
七番　篠原宇一郎
八番　廣田篤四郎
九番　宇須井倉吉
十番　澁江岩吉
十一番　渡邊勝
十二番　渡邊儀一郎
十四番　廣田喜三郎
十五番　加藤彌一郎
十六番　大塚鶴一郎
十七番　宇賀神一雄
十八番　鈴木太造

欠席議員
十三番　田島恒吉

本會ニ於テ受ケタル議案左ノ如シ

第一號案
昭和十三年度菊澤村歳入歳出豫算議定ノ件
第二號案
村稅賦課率議定ノ件
第三號案
昭和十三年度村費補助ニ關スル件
第四號案
昭和十三年度本村歳計現金預入銀行指定ノ件
第五號案
昭和十一年度特別會計自作農創設維持資金決算承認ノ件
第六號案
昭和十三年度特別會計自作農創設維持資金歳入歳出豫算議定ノ件

議長　開會ヲ宣シタル後本會議ヲ開クニ先ダチ町村制第百十三條ニ依リ昭和十二年度ノ事務報告並ニ村財產明細書ノ報告ヲ致ス旨ヲ告グ

別冊ノ通リ書記ヲシテ之レヲ朗讀セシメタリ

議長　之ヨリ提案ノ第一號案ヨリ第六號案迄ノ一讀會ヲ開キマス（書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシメタル後チ左ノ通リ說明ヲナス）本豫算ヲ編成スルニ當リ當局ト致シマシテノ編成方針ヲ申シ上ゲマス、各員モ既ニ御承知ノ通リ重大ナル時局ニ直面シテ居リマス事、農村トシテ如何ナル方面ヨリ考察シマシテモ出費多端ノ折柄デ有リマスカラ出來得ル限リ村民ノ負擔輕減ヲ計ル事ガ村政ヲ司ル者ノ考慮ス可キ當然ノ責任ナルベキ事ヲ自覺致シマシテ徹底的ニ緊縮方針ヲ確立シ冗費ノ節約新規事業ノ繰延ト云フ信念ノ下ニ本豫算ノ編成ニ着手致シタ次第デ有リマシタ、而シ如何ニ緊縮ヲ「モツトー」トシテモ時局柄止ムヲ得ザル支出モアリ又既設事業タル東西兩小學校ノ改築ニ伴フ村債償還ト申ス樣ナ特殊ノ支出モ有之マス一面之レヲ財源ノ方面ヨリ研究致シマスト御承知ノ通リ本年ハ土地賃貸價格ノ改正ニヨリマシテ各種ノ減稅ガ行ハレ其ニ伴フ附加稅等ノ減收ト申ス事ニナリ極メテ窮屈ナ事情ニ追込マレタ次第デ結局歳入歳出ノ「バランス」ヲ取ル上ニ於テハ如何ニシテモ此ノ不足ヲ村稅ニ求メネバナラヌ樣ナ次第ニ相成リマシタ。

尙ホ政府ノ方針トスル地方財政補給金ノ樣ナモノモ、昨年度ハ貳千九百圓程有リマシタガ之ヲ全額本年度ノ豫算ニ見込ンデ編成スル事ハ相成ラヌト云フ上局ヨリノ嚴重ナル指示ガ有リマシタ爲ニ雜種稅ニ於テ減額サレタ金千貳百圓ヲ見込ンデ置キマシタガ其ノ他ノ歳入不足額ハ全部之レヲ特別稅戶數割ニ俟タネバナラヌト云フ實情デ結局ノ處昨年度ヨリハ一戶平均金四圓餘、總額ニテ三千百三十九圓ノ增額ト云フ結果ニナツタノデ有リマス此点宜シク村當局ノ苦心ノ存ズル所ヲ御諒察ヲ御願致シマス尤モ補給金ニ付テハ本年モ下半期ニ於テ昨年度ヨリハ餘程多額ニ補給サル、事ニナルト信ジテ居リマスガ之レヲ當ニシテ豫算ヲ編成スル事ハ所謂其ノ堅實性ヲ欠クト云フ理由ニ



リ歳入見込ヲ致サナカツタ次第デアリマス。

歳入豫算高ハ金三万四千百九十五圓
歳出經常部豫算高ハ金二万九千圓
仝臨時部豫算高ハ金五千百九十五圓
デアリマシテ各款ノ內譯ハ

歳入第一款財產ヨリ收入　一〇〇圓
第二款使用料手數料　九四七
第三款交付金　七四〇
第四款國庫下渡金　七、五〇〇
第五款縣費補助金　三〇〇
第六款寄附金　一〇五
第七款繰越金　二〇〇
第八款雜收入　九九六
第九款補助金　一六四
第十款村稅　二一、九四三
第十一款補助金　一、二〇〇
歳入合計　三四、一九五圓

歳出經常部
第一款神社費　一七三圓
第二款會議費　三八九
第三款役場費　六、四三三
第四款土木費　一〇〇
第五款教育費　一九、二七二
第六款傳染病豫防費　一二三
第七款隔離病舍費　二四〇
第八款社會事業費　二〇六
第九款警備費　六四八
第十款財產費　一六六
第十一款諸稅　一九
第十二款雜支出　三八五
第十三款豫備費　七〇〇
歳出計　二九、〇〇〇
歳出臨時部
第一款納稅奬勵費　五〇圓
第二款就學奬勵費　七〇
第三款補助金　六二六
第四款土木費　二
第五款雜支出　一七〇
第六款更生費　二〇〇
第七款統計費　二四〇
第八款事變費　六〇〇
第九款雜費　三〇
第十款公債費　三、二〇七
歳出計　五、一九五圓
歳出合計　三四、一九五圓

トナツテ居リマス、更ニ地租附加稅特別地稅附加稅等ニ付テ從來ノ制限內ノ賦課率（地租壹圓ニ付金六十六錢餘）ニテハ歳入減トナリ如何スル事モ出來マセンタメニ制限外課稅ノ許可（地租壹圓ニ付金九十三錢一厘）ヲ受ケテ前年度ト同額程度ノ賦課徵收ヲ致スコトニ計畫シタノデ有リマス、之レモ先般來縣ヨリモ附加稅ニ對スル制限外課稅許可ノ件ニ關シ指示ガ有リマシテ各町村トモ此ノ方法ニヨルコト、思ヒマス。

第二號案ハ本年度ニ於ケル村稅ノ賦課率デアリマス、地租附加稅ハ地租金壹圓ニ付金九十三錢一厘、營業收益稅附加稅ハ本稅金壹圓ニ付金九十三錢一厘、其ノ他ハ別表ノ通リニ致シタイト存ジマス。

第三號案ハ本村各種團体ニ關スル村費ヨリ補助金デアリマスガ昨年ト仝額ヲ補助シタイト思ヒマス。

第四號案ハ本村歳計現金預入銀行ヲ足利銀行鹿沼支店ト本村信用組合トヲ指定シタイト思ヒマス。

第五號案ハ特別會計昭和十一年度自作農創設維持資金決算承認ノ件デ有リマスガ十一年度ニ於テハ金七千八百十九圓七十四錢也ノ歳入歳出ガ決算高トナツテ居リマス詳細ハ別冊ノ通リデ有リマス

第六號案ハ昭和十三年度本村自作農創設維持資金ノ豫算デアリマスガ本年度自作農創設資金ノ借入申込人ハ目下四人アリマシテ約三千圓程デアリマスガ尙外ニモ申込ガ有ルト考ヘマシテ金壹万圓ノ豫算ヲ組ミマシタ之レハ個人貸付ガ決定致シマス時ニ更正出來ル事ニナツテ居リマス以上宜シク御審議ヲ願ヒマス

十番　提案ノ第一號案ヨリ第六號案迄ノ一讀會ニハ異議アリマセン

各　員　贊　成

議長　提案ノ第一號案ヨリ第六號案迄ノ一讀會ハ十番說ニ各員御贊成デアリマスカラ一讀會ハ可決致シマス、次ハ第一號案ノ二讀會ヲ開キマス、宜シク御審議ヲ願ヒマス

時ニ正午デアリマスカラ休憩シテ中食ト致シマス

休憩前ニ引續キ開會致シマス

十番　第一號案ハ最モ重大ナル議案デアリマスカラ小會議トシテ愼重審議ヲ致シタイト思ヒマス

各　員　贊　成

議長　第一號案ノ二讀會ハ只今十番ノ動議ニ各員御贊成デアリマスカラ之レヨリ小會議ト致シマス（時ニ午後三時五十分）

議長（時間ノ延長ナス）

午後五時三十分明二十五日午前九時引續キ村會ヲ開クコトニシテ散會ス

昭和十三年二月二十五日午前九時二十五分助役渡邊勝議長席ニ着キ前日ニ引續キ村會ヲ開ク出席議員十四名（欠席四名）

議長　只今ヨリ前日ニ引續キ第一號案ノ二讀會ヲ開キマス小會議トシテ御審議ヲ願ヒマス

議長　之ヨリ本會議ヲ開キマス

十番　歳出三款一項三目ニテ二八圓增仝二項二目ニテ四八圓增仝三項一目ニ於テ四六圓ノ減仝四項六目ニテ三〇圓減五款一項十四目ニテ五〇圓ノ增仝二項十四目ニテ五〇圓ノ增十三款一項一目ニ於テ一〇〇圓ノ減ト修正ノ動議ヲ提出致シマス

議長　只今十番ヨリ原案ニ對シ修正ノ動議ガ提出ニナリマシタ

四番、十二番、十七番修正動議ニ贊成

議長　十番ノ修正動議ガ成立致シマシタカラ修正案ヲ議題ト致シマス

各員修正案贊成

議長　修正案ニ全員御贊成デ有リマスカラ讀會ヲ省略シテ可決確定議ト致シマス

次ニ第二號案ヨリ第四號案迄ヲ一括シテ第二讀會ヲ開キマス宜シク御審議ヲ願ヒマス

十番　第二號案ヨリ第四號案迄ノ第二讀會ハ原案ノ通リ異議有リマセン讀會ヲ省略シテ可決確定議ト致シタシ

各　員　贊　成

議長　第二號案ヨリ第四號案迄ノ二讀會ハ十番說即チ原案ノ通リ各員御贊成デアリマスカラ原案ノ通リ決シ讀會

267　菊沢地区見野　大出隆家文書目録　ウ17-6

省略可決確定議ト致シマス次ハ第五號案第六號案ノ第二讀會ヲ開キマス

御審議ヲ願マス

四番　第五號案第六號案ハ原案ノ通リ異議アリマセン

讀會省略シテ可決確定議ト致シタシ

各員　贊成

議長　第五號案第六號案ハ四番說ニ各員御贊成デ有リマスカラ原案ノ通リ決シ讀會ヲ省略可決確定議ト致シマス

十番　昨日來吾々ハ本年度ノ豫算ヲ愼重審議致シマシテ豫算編成ニ當ル村當局ガ相當苦心シタモノデ有ル事ハ良ク之レヲ認メマシタ而シ原案ニ多少ノ修正ヲ加ヘタ事ハ各般四圍ノ實情ヲ考覈シテ時代ニ即シタ極メテ妥當ナルモノナリトノ固キ信念ヲ以テ議員一同ノ協議ノ結果役場費教育費等ニ增額ヲナシ豫備費ヲ減ジタ次第デアリマスガ役場費ノ增額ハ是非トモ之レヲ吏員給ヲ平均金貳圓宛昇給サセテ頂キタイト云フ附帶條件ヲ付ケテ置キタイト希望ガ有リマス

尙臨時部補助金ノ問題デスガ實ハ本村青年團ハ二月十一日ノ佳辰ニ當リ名譽アル表彰ヲ受ケマシタ事ニ對シ村トシテモ益々青年團ノ活動ヲ奬勵助長ノ必要アルモノト認メマス、故ニ補助金ノ增額ヲ希望スルモノデ有リマシタガ他ノ團体ニ對スルツリ合等モアル事ト考イマシタカラ原案ニハ修正ヲ致シマセンガ十二年度ノ豫算內ニ於テ是非トモ金二十圓也ヲ青年團ノ活動資金トシテ補助スル事ヲ附帶條件トシテ議員一同ノ希望デ有リマス

此ノ二條件ハ是非トモ村當局ニ於テ實現スル樣善處セラレン事ヲ望ムモノデ有リマス。

議長　御意見ハヨク承リマシタ必ズ各位ノ希望條件ニ添フ樣適當ナル處置ヲ講スル事ニ致シマス、故ニ將來宜シク御鞭撻ヲ願マス

之レニテ今回提案ノ議案ハ全部議了致シマシタ、昨日來議員各位ノ御精勵ニヨリ昭和十三年度豫算其ノ他ノ重要案件ガ可決セラレマシタ事ニ對シテ衷心ヨリ感謝致シマス。

規定ニヨリマシテ會議錄署名委員二名ノ選擧ヲ要シマスガ前例ニヨリマシテ議長指名ニテ御異議有リマセンカ。

各員異議ナシ

議長　各員御異議ガ御座イマセンカラ二番三番ノ兩名ヲ署名委員ニ指名致シマス御署名ヲ願マス

助役　閉會ヲ宣ス時ニ午後一時三十分

右會議錄ヲ朗讀シ左ニ署名ス

昭和十三年二月二十五日

菊澤村會議長　助役　渡邊　勝

村會議員　大沼　富作

仝　熊倉貫三郎

# 小學校の落成式に就て

助役　渡邊　勝

本村に於ける東西小學校の增改築問題は多年の重大案件で有りまして何時、何人の手に因つて之れが圓滿なる解決を見るかと云ふ事は村民全体の注目の焦点で有りました。

時勢の進運は駸々として止むことなく殊に國家興隆の基地方敎育の振興に俟つこと寔に多しとするの秋、本村としても如何なる難關を切り拔けても此の重大案件を解決せざるべからざるの氣運に相成つたので有ります。即ち村當局は大に期する所あり着々案を練り議を起し昭和十一年六月八日の村會に對して兩小學校々舍增改築の件提案致しましたところ幸に議員各位の御明鑑により滿場一致を以て即時斷行の議決を見直ちに村當局は敷地の擴張、工事資金の調達、工事の設計工事施行の方法等に關し審重周到なる手續を了し昨年七月二十九日を以て鹿沼町赤組と工事請負の契約を締結し起工以來縣當局の懇切熱心なる指導監督の下に委員各位の熱心なる努力と村民各位の理解ある後援と特別關係ある有力者各位の絕大なる御協力とによりまして茲に何等の蟠根もなく目出度兩校の完成を告げたのであります。

而して東校は五月二十二日西校は五月二十九日何れも晴天吉日をトして關係者來賓多數の參列を得極めて盛大なる落成式を擧行致しました事は誠に本村のためは勿論國家興隆の爲め慶賀祝福に堪いません。起工後不計も此の重大なる支那事變に遭遇し物、心兩面に異常なる打擊を受けたるにも拘らず何等の滯りなく工事の進捗を見ました事は一に村民一致協力御後援の賜に外なく此の点深く感謝の意を表する次第で有ります。當日村長の式辭、知事の告辭、兩校長の謝辭等を御紹介致します。

式　辭

菊澤尋常高等小學西校新築工事全ク竣リ茲ニ諸賓ノ來臨ヲ忝フシ本日ヲ以テ落成ノ式典ヲ擧行ス

國運ノ發展村勢ノ隆昌ハ敎育ノ改善發達ニ歸因ス

今ヤ帝國ハ空前ノ大事變ニ遭遇セルモ連戰連捷ノ光榮ヲ擔ヘ、東洋平和ノ大業ソノ緖ニ就ケリ然リト雖モ之ガ完成ハ將來ニ在リ、而シテ本村ハ更生ノ計畫ヲ立テ、茲ニ二ケ年其基礎漸ク成ルト雖期スル所ハ實ニ今後ノ經營ニ存ス

思フニ是皆敎育敎化ヲ盛ナラシメ剛健ナル精神ヲ涵養シ國民道德ヲ振作スルコト最モ肝要ナリト信ズ

然ルニ本校ハ就學兒童年ヲ重ヌルニ從ヒテ益々多キヲ加ヘ、之ガ收容ニ困難ヲ生ジ、校舍ハ建築後年久シク缺陷大ニシテ、敎育ノ効果ヲ擧グルニ遺憾尠カラズ



本村深ク思ヲ茲ニイタシ萬難ヲ排シ、多年ノ懸案タル本校ノ增改築ヲ斷行セリ

幸ニモ縣當繕課ノ綿密周到ナル設計監督請負人ノ營利ヲ度外セル犧牲的努力、建築委員ノ熱誠、本村緣故者ノ助力、且ツハ村民一致ノ援助等ニヨリ未曾有ノ事變下ニモ拘ハラズ遂ニコノ大事業ヲ完成セリ

本村ノ欣幸之ニ過グルモノナク感謝措ク能ハザル所ナリ

自今一層本地敎育ニ力ヲ盡シ、依テ以テ村民ノ智德ヲ向上セシメ村勢ノ發展ヲ圖リ國家ノ大計ニ對シ、大ニ貢献スル所アラントス。

是レ固ヨリ本校職員ノ熱誠ト努力ニ須ツ所大ナルモノアランモ元ヨリ、村民ノ援助、諸賢ノ後援ニ依ラズンバ到達スベキモノニアラズ。

希クバ今回本校新築ノ爲ニ盡サレタル熱意ヲ以テ今後モ永ク援助ヲ賜ハラン事ヲ囑望シテ止マズ。

即一言ヲ陳ベテ以テ式辭トナス。

昭和十三年五月二十九日

菊澤村長　大出　新作

告　辭

本日茲ニ菊澤尋常高等小學東校々舍增改築落成式ヲ擧行セラル、ニ當リ一言所懷ヲ述フルヲ得ルハ洵ニ欣幸トスル所ナリ。

惟フニ地方ノ振興國家ノ興隆ヲ圖ルハ敎育敎化ヲ盛ニシテ剛健ナル精神ヲ涵養シ國民道德ヲ振作スルコト最モ肝要ナリ然ルニ本地方ハ由來敎育尊重ノ念極メテ厚ク夙ニ深ク此ノ點ニ意ヲ注ギ曩ニ本校々舍狹隘ヲ告ゲ生徒兒童ノ敎育上不便尠ナカラサルモノアルヲ認ムルヤ擧村一致增改築ヲ企圖シ多大ノ勞苦ト巨資ヲ惜マズ著々之ガ實現ニ努ノ今日之ガ完成ヲ見ルニ至リタルハ啻ニ本村將來ノ發展ノ爲ノミナラズ國家興隆ノ爲洵ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ。

今其ノ構造堅牢ニシテ採光通氣宜シキニ適シ諸般ノ設備亦完成セル校舍ノ新築ヲ見將來本校ニ修學スル生徒兒童ニ對シ精神上將又体育上至大ノ効果ヲ齎スハ勿論本村民ノ修養ノ殿堂トシテ寄與スル所尠カラサルモノアルヲ思フ時祝福ノ情、禁スル能ハサルモノアリ宜シク本村民各位ハ今日此ノ意氣ト希望トヲ以テ益々敎育ノ振興ト本村ノ發展ニ力ヲ致サルベク又職ヲ本校ニ奉スル職員諸氏ハ感激ヲ新ニシテ各ノ職務ニ精勵シ克ク其ノ重任ヲ果シ同心協力シテ、有終ノ美ヲ濟シ以テ今日ノ盛儀ニ報ユル所ナカルヘカラス。

一言述ヘテ告辭トス。

昭和十三年五月二十二日

栃木縣知事正五位勳四等　足立　收

謝　辭

本日ノ佳辰ヲトシテ我ガ菊澤尋常高等小學東校新築校舍ノ落成式ヲ擧行スルニ當リ縣官ヲ始メ來賓多數各位ノ御臨場ヲ辱ウシテ茲ニ壯嚴ナル式典ヲ擧行スルニ至リマシタ事ハ私共學校當事者ノ非常ニ克榮トスル所デアリマス。

本校ハ最近兒童ノ激增スルニ伴ヒ校舍ノ狹隘ト校庭ノ狹少トヲ感ジ常ニ生徒兒童ノ敎養上遺憾ノ点多々アリマシタ、處一昨年新築校舍建設ノ議起ルヤ村當局ヲ始メ村民一同擧ツテ之ニ贊同シ巨費ヲ投ジテ起工シ爾來十數旬ヲ閱シ茲ニ規模宏大崇高ニシテ雅致ニ富ミ堅牢ニシテ壯麗ナル新校舍ノ建設ヲ見ルニ至リマシタ事ハ當校職員並ニ生徒兒童ノ深ク感謝感激ノ念措ク能ハザル所デアリマス。

古語ニ「居ハ氣ヲ移ス」ト云フ如ク環境ノ影響ヲ受クルニ敏感ナル兒童ハ新校舍ノ新築以來明朗快活ノ氣分ヲ加ヘ校舍校庭ノ整理整頓等ニ嬉々トシテイソシム樣實ニ涙グマシイ点ガ多々アリマシタ。

今後此ノ校舍ニ學ブ者ノ幸福ハ如何バカリ言フベクモアリマセン。

申ス迄モナク今日我ガ國ノ非常時局ニ際シ忠勇武烈ナル皇軍將士ノ幾多堅陣ヲ突破スル如キ威力アル精神ヲ以テ全國民一致團結シ時局ノ重大性ニ向ツテ邁進シナケレバナラナイ時ニ當リ國民敎養ノ重任ニ當ル私共ハ本日ノ告辭祝辭ヲ休得シ尙一層奮勵努力以テ至誠一貫事ニ當リ日本精神ヲ顯揚スルト共ニ忠孝禮讓ノ道ヲ明カニシ確乎不拔ノ志操ヲ以テ敎育報國ノ大任ヲ果シ以テ

各位ノ期待ニ添ハン事ヲ冀テ已マナイ次第デアリマス。

尙新校舍建設ニ際シ村當局初メ諸賢人改築委員並ニ村民一同ニ對シ厚ク感謝ノ意ヲ表スルト共ニ各種團体ノ勞力奉仕事業及一般御寄附者ニ對シ深ク謝意ヲ致ス次第デアリマス。

聊カ蕪辭ヲ述ベテ謹ンデ謝辭トス。

昭和十三年五月二十二日

菊澤尋常高等小學東校長　佐藤顯一

謝　辭

本日本校改築校舍落成式ニ際シ、長官閣下ヲ始メ多數來賓各位ノ御來臨ヲ辱ウシ懇篤ナル告辭、鄭重ナル祝辭ヲ賜リシハ本校ノ最モ光榮トスル所ナリ。

茲ニ本校ノ改築成レリト雖モ、之ガタメニ村民各位ハ長期ニ亘リテ負擔增加シ更ニ今回工事施行ニ際シテハ多大ナル寄附金ヲ建築費ニ提供サレ、又勞力奉仕ヲモナセリ

本村出身者、本村緣故者之ヲ聞キ助力セント爭ウテ建築費ヲ寄附セラル

工事ノ設計ハ縣當繕課苦心ノ賜ニ成リ工事施行ハ今次事變下ニ於テ行ハレシモ森組ノ厚意ニヨリ遂ナク竣工セリ

コノ事業ヲ興シ之ヲ成就セシメタル村當局ノ苦心建築委員ノ熱誠、村民各位ノ援助、來賓諸彥ノ後援洵ニ偉大ナリ

改築校舍ハ實ニ之等ノ尊キ結晶ニシテ之ヲ思フトキ改築ニ盡瘁セラレ、後援セラレタル各位ニ對シ深厚ナル感謝ノ意ヲ捧グルト共ニ報恩ノ情甚切ナルモノアリ不肖魯鈍ノ身ヲ以テ本校長ノ職ヲ汚ス、何ヲ以テカ克ク之ニ酬ユルヲ得ン。

然リト雖モ此ノ改築ヲ機トシ心氣ヲ一新シ大ニ發憤シ今ヨリ後他職員ト共ニ拮据勉勵兒童ヲ奮勵シ其ヲシテ博ク學ビ、克ク習ヒ、智ヲ聞キ、才ヲ長シ健全ナル國民ヲ養成シ、聖旨ニ副ヒ奉ラバ報恩ノ道ヲ盡シタリト云フヲ得ベシ。

是レ不肖ノ將來ニ冀フ所ナリ。

之ヲ以テ謝辭トナス。

昭和十三年五月廿九日

菊澤尋常高等小學西校長　生澤正一

267　菊沢地区見野　大出隆家文書目録　ウ17-6

自治制發布五十周年記念

# 功勞者慰靈祭並に表彰式に際して

明治二十一年四月十七日自治制發布せられてこゝに五十年、地方自治百般に渉る幾度か劃期的改革は行はれ今や次期新時代に即應せる自治再建への眞摯なる一途を辿りつゝあることは邦家の爲洵に慶賀祝福に堪へざる處なり。

顧て本村五十年の歴史を繙けば明治二十二年現在の菊澤村名を銘してより幾變遷、その間幾度か榮ある躍進の蹟は瀝然と紀されたり。今や本村自治は物心一元範を縣下に垂れんとしつゝあり。

かくて理想郷完成も前途遠からざるべし。

これ實に初代より現在に至る間村治に關與せられたる先賢諸氏の縷骨碎心の賜ものに他ならず、吾等後代村民の等しく感謝敬慕する處なり。

此の偉大なる功績に對し衷心より感謝の赤誠を披瀝する爲本村に於ては去る五月七日菊澤西校に於て元村長三品源三郎氏外七十五名の物故自治功勞者慰靈祭を極めて崇厳に執行、更に自治功勞者表彰式を擧行し本村の現在に至りたる道程を回顧し諸氏に對する深甚なる感謝の意を表したり。

左にその芳名を記し謹んで感謝の意を表すると共に益々御健闘を祈る。

元村長　宇賀神幸吉殿
仝　菊地　清次殿
現村長　大出　新作殿
元收入役　七久保音作殿
仝　澁江　長平殿
元村會議員　西川　保吉殿
仝　大橋　茂殿
仝　川田　宗造殿
現村會議員　大沼　富作殿
元村會議員　佐藤源四郎殿
現區長　大出源治郎殿
元村會議員　藤田　重明殿
現區長　野中仲次郎殿
元村會議員　藤沼善一郎殿
現村會議員　澁江　岩吉殿
仝　廣田喜三郎殿
仝　渡邊儀一郎殿
仝　田島　恒吉殿
現役場書記　三品　哲藏殿
仝　田島　貞吉殿
以上

## ▣兎を飼へ

軍需品として毛皮と肉が多量に要求されて居ります。そしてそれを滿たす爲に兎の飼養を奬勵して居ます。女、子供、老人の片手間に、農場廢物の利用に是非兎を飼つて下さへ。生兎及毛皮とも斡旋致します。

# 菊澤村貯蓄奬勵要項

縣では曩に閣議に於て決定せる、國民貯蓄奬勵の趣旨を体し、去る六月二十一日告諭を發して、縣民一体貯蓄報國に邁進せんことを要望した。即ち本村に於ては去る七月六日役場に國民精神總動員實行委員會を開いて、村民貯蓄の方針を決定し擧つて之を實行すべく申合せを行つた。即もその要旨を擧ぐれば

一、各部に於ては農事實行組合等既設の團体を利用し、之に國民貯蓄組合の名を冠して貯金を行ふこと（規約例左記）

二、貯金の金額は左の標準に隨ふこと

イ、節約貯蓄

| 所得 | 額 | 月額貯蓄高 |
|---|---|---|
| 特別税戸數割五〇圓以上の者 | | 一圓以上 |
| 仝 一〇圓以上の者 | | 五〇錢以上 |
| 仝 一〇圓以下の者 | | 二〇錢以上 |

ロ、生産貯蓄（販賣品に付）

| 生産物 | 貯蓄額 | 生産物 | 貯蓄額 |
|---|---|---|---|
| 米 | 一俵五〇錢以上 | 木炭 | 一俵四〇錢以上 |
| 麥 | 一俵五〇錢以上 | 其他 | 賣上金の百分の一以上 |
| 大麻 | 一駄二〇圓以上 | | |

三、預け先は本村信用組合とすること

四、貯金は各個の通帳に記入し、組合長之を所持し、組合長印及自己の印を捺印し居くこと

五、貯蓄目標は今後一ヶ年間一人當り四〇圓とし、本村總額二〇万圓に達せしむること

六、小學兒童其の他各種團体に於ても夫々の立場より、小額貯蓄を勵行すること

★何々國民貯蓄實行規約（例）

第一條　本組合員國民貯蓄奬勵ノ趣旨ニ依リ非常時財政經濟致策ニ協力スル爲本規約ニ基キ協力一致貯蓄ノ實行ヲ擧ゲシ貯蓄報國ノ實ヲ擧ゲンコトヲ期ス

第二條　組合員ノ貯蓄ハ節約貯蓄、生産貯蓄及其ノ他ノ貯蓄ノ三種トス

節約貯蓄ハ組合員各自ガ消費ノ節約ヲ爲シタルニ依リ得タルモノヲ別表ノ標準ニヨリ毎月貯蓄スルモノトス

生産貯蓄ハ米、麥、大麻等組合員ノ生産物ノ販賣ニ依リ得タリ金額ノ一部ヲ其ノ販賣高ニ應ジ別表ノ標準ニ依リ貯蓄スルモノトス

其他ノ貯蓄ハ臨時ノ收入金ノ全部又ハ一部ヲ貯蓄スルモノトス

第三條　貯蓄ノ方法ハ節約貯蓄ハ毎月、生産貯蓄ハ各生産物ノ販賣毎ニ、其ノ他ノ貯蓄ハ臨時收入アリタル都度本組合ニ於テ斡旋シ各組合員名義ノ貯金ト爲シ通帳ハ組合長ニ於テ保管スルモノトス

第四條　不慮ノ災害其ノ他特別ノ事由ニヨリ組合長ノ承認ヲ得タル場合ニ於テハ本規約ニヨル貯蓄ヲ一時中止シ又ハ減額スルコトヲ得

第五條　本規約貯金ハ左ノ場合ノ外拂戻ヲ爲サザルモノトス

一、國債又ハ貯蓄債券ノ購入ヲ爲サントスルトキ

二、特別ノ事由ニヨリ組合長ノ承認ヲ得タルトキ

前項第一號ニヨリ購入シタル國債又ハ貯蓄債券ノ處分ニ付テハ組合長ノ承認ヲ得ルモノトス

本規約ハ昭和十三年七月　日ヨリ之ヲ實行スルモノトス

何々組合長　何　某



## ▣軍人後援會々員

帝國軍人後援會栃木支會昭和十三年八月一日現在本村會員左の如し。

特殊會員（金二百五十圓寄附）
熊倉愼造、大柿昇三郎、大出新作

特別會員（金百圓寄附）
大塚安三郎

特別會員（金五十圓寄附）
大塚　宇門　宇賀神孫作　宇賀神庄市
田島　茂　田野井滉一郎　宇賀神金作
大橋　茂　渡邊儀一郎　大出　宗七
佐藤源四郎　西川　保吉　大塚兵一郎
小林　尊儀　黑川幸太郎　大沼　富作
熊倉眞三郎　加藤　正二　秋澤磯次郎
大出　福松　廣田櫛一郎　藤沼　隆次
渡邊新三郎　黑田　徹宗

通常會員（金三十圓寄附）
大出源治郎　宇梶　里房　中村　昇作
稻葉喜代次　黑崎　宗　藤田　重明
大塚鶴一郎　澁江　長平　菊地　眞義
藤沼善一郎　吉澤　監馬　相羽　梅次
廣田佐一郎　松島　末吉　金子　源彌
高村菊次郎　渡邊　傳次　加藤　仙吉
田野井要一郎　小島　源造　湯澤　劉
宇須井倉吉　西川　信一　高村　豊吉
大野儀一郎　福田　織二　佐藤　要太
大柿兼次郎　平井岩一郎　大槻金四郎
藤野　光　高村　寅次　廣田喜三郎
廣田富四郎　宇賀神亮三郎　大塚作一郎
大塚才一郎　石川　文作　大山　岸三
黑川　源一

尙特殊會員は來る九月、東京に於て總裁宮殿下より徽章親授せらるゝ旨内報ありたり。

# 精麻の販賣に就て

長期建設戰下に於ては物資の需給に放慢なるを許されない精麻の如き殊に然りである。

マニラ麻、支那麻、台灣麻、内地産苧麻等總て總制せられたのであつて僅に大麻だけが今日統制から脱れては居るものの何時統制品目中に加へられるのか知れない狀態にある。されば精麻の販賣に付ては殊更に愼重を期し、彼の大麥の如く供出必要と云ふ場合は直ちに應じ得る樣にして置きたいものである。

昨今しきりに傳へらるゝ問屋や仲買の先約買付等には應ずべきでないと思ふ。何も未製品を今から賣約せずともいくらでも有利に販賣が出來る作物である。

昨年出來秋に百五六十圓で生した相場が七十圓となり八十圓となり九十圓二百圓となるに及んで近年來經驗せぬ相場丈に大方の農家は生産の全部を賣り放ち後に來れる三百圓四百圓四百五十圓と云ふ相場には惑まれず、只商人の懐を肥すに過ぎなかつた。本郡精麻生産者の收得した平均賣値は百七十圓の上には何程も出でなかつたと云ふ。慨嘆の至りに耐へない。此は何人も豫測し得ない相場に、獨善の判斷或は隣り相場で生産全部を一時に賣り放つの弊で、平均賣の方法を採れば大分匡せらるゝと思ふ。

十二年産の精麻三等建一駄、十二年九月より十三年六月迄の相場は次の通りである。

九月一六〇圓、十月一七九圓、十一月二一二圓、十二月二一〇圓、一月二四三圓、二月二八五圓、三月三七一圓、四月四五〇圓、五月三二〇圓、六月三七〇圓

此れを平均すると二百八十圓である。

生産者の内には三百五十圓四百圓、四百五十圓等の高値を以て賣却した者もあらうが此れは曉天の星の數の如く、極めて僅少なのである。資力資富にして三年五年相場が氣に入らねば賣らぬと云ふ特殊人は別として、生産大衆の履行し得ぬ所であり又行ふべき事でないと思ふのである。

然し個人的に平均賣りを實行すると云ふのは非常に困難であり、貫徹を期し難い。又之を實行しても賣却代金の入手の回數が多くなり、從て散財の機會も多くなり高値に賣却しても有効に使用し得ぬ憾みがある。

然らば如何にして高値に賣却し有効に使用し得るかと云ふに、他なし、生産品を組合に委託、平均に賣却せしめるならば共目的を達し得るのである。猶組合にては生産者が必要とするなら出荷前と雖も麻代の前渡しをするのである。四〆束一束に付金十圓也前渡し、出荷の際には大体成行相場の八掛までは融通する。

此れを昨年の麻を例にとつて組合に出荷委託賣却して諸掛り差益は如何なるかと云ふに、十二年九月三等一駄入庫し内金百三十圓借受け、相場昂騰した爲二月に六十圓借增して六月末清算したとすれば保管料六ヶ月分九十錢、金利仝三圓四十錢、販賣手數料五十錢、計四圓八十錢の諸掛りにて二百圓に一時に賣つたものより七十余圓余分に收入を得らるゝわけである。

之を要する精麻の販賣に付ては何も今から、立毛の内から賣却せずとも有利に賣却し得らるゝのであるし、又金が必要なら低利に資金の前渡しをするのであるから先行何程で賣れるか計り知れぬ生産物の相場を今から先約に依つて局限する必要はないと思ふ。

生産の全部の委託が望ましいのであるが本年は最初の試であるから、せめて生産の半數丈は是非共組合に委託販賣せしめられたい。本年度より縣の購販聯に於て精麻の販賣に乘り出すことになり、販路の開拓中であるから必ず有利に販賣出來ることゝ思ふ。

◇精麻平均販賣要項

一、集荷場所　東要の農業倉庫

一、資金の融通　一束に付十圓迄の前渡しを爲す。出荷濟の上は時價の八掛迄融通す。

一、販賣方法　縣販聯に委託賣却す。出荷の月より來年六月迄、平均に販賣するを原則とすれど希望により三ケ月間、或は六ケ月間等の短期間内の希望の指定にも應ず。

一、諸掛り　保管料　一束月二錢
利子　日歩一錢五厘
販賣手數料　一束七錢
（組合）

267　菊沢地区見野　大出隆家文書目録　ウ17-6

# 雜報欄

## 貯金續々實行さる

國民積神総動員菊澤村實行委員會に於て村民貯蓄の方針を決定したことは既報の通りであるが、この趣旨に則り、役場、組合、學校關係役職員は、いち早く菊澤村厚生貯蓄組合を組織し、月額三圓、二圓、一圓の三段階に分けて已に第一回の積立を終り、又國防婦人會では去る七月十日の総會で、月額十錢以上の貯蓄を申合せ、男女青年團でも又一人二十錢宛の貯蓄を申合せた。その他小學校でも十錢、五錢の二種に分け、夫々本村信用組合へ貯金を實行することになつた。

## ◎麻滓（おあか）を集めて下さい

麻滓を洗つて碎つた繊維は重要なる工業原料として、高價に販賣されます。

老人子供を動員してこの蒐集を希望して居ります。

イ、麻滓を二日間位堆積して、汁をしぼり後川等にて充分に洗滌すること。

ロ、簀又は莚に干し、長さ三尺五寸、縦及巾各二尺程度の長方形とし、其の重量凡そ十貫目を標準として梱包すること。

ハ、産業組合に集荷し、共同販賣をなすこと。

## ◎稲熱病驅除藥劑無償交付

これから穂稲熱病發生の最盛期に入ります。稲熱病驅除豫防に要する硫酸銅及展着劑は本村農會で無償交付します。希望者は申込むこと。

## 職業紹介に就て

職業の選擇の如何は將來獨立する第一歩で極めて重要なことで御座います。

特に現在の如き非常時局に於きましては最も自らに適した職場に依り最も能率的に活動し、産業奉國を致しますことが、兵役に等しく國民の重大義務と信じます。

皇軍は連戦連勝東洋平和確立の基礎は日に日に堅し大陸永遠の樂土建設の爲伴侶者とし青少年を指し招いで居ります。

職業紹介所（役場は事務取扱所）は適材を適處に御世話する爲働いて居ります。

前以て希望職業任地等を申込んで置かれますれば相當する求人のあり次第通知致します。

大いに利用軍需工場又は大陸に躍進の途を開拓せられますことを希みます。

左記に最近の求人先を記し御參考に供します。

古河電氣工業株式會社日光電氣精銅所
仝會社足尾工業所
關東軍野戰航空廠
滿蒙開拓青少年義勇軍
海軍作業廠（工員）
義勇軍附（看護員）
朝鮮窒素肥料株式會社
羽田精機株式會社
入山採炭株式會社
陸軍航空本廠（見習工）
横須賀海軍工廠
陸軍省軍屬（土木建築技術員）
東京精鍛所
關東繊維工業株式會社
第七次滿洲農業移民本隊
滿鐵（鐵道從業員）
滿洲國治安部鐵道警護總隊
日本飛行機株式會社
日本建鐵工業株式會社
株式會社須賀製作所
中島飛行機株式會社

（黒崎）

## 戰塵に憩ひて

——北支戰線の手帳から——

大沼佐一

★

砲音轟喚聲沖天　陣營月無聲水清
雨雪轉々征途長　一死不顧奉君恩

★

暗雲低迷波亂兆　緊然立將非常秋
相擁戰線銃後固　外敵不驚擧國賞

★

はらからの銃後の守りたゆみなぞ
先づ狂なし銃砲の鋒

★

妻も子もかへり見はせじ戰場の
露なと消へてほゝぞ笑ましき

★

枯草に赤き血潮のしぶきこそ
やまと櫻の散りぎわの花

## 滿洲農業移民幹部募集要綱

一、募集種類

（イ）集團移民幹部

1團長　2農事指導員　3獸醫

（ロ）青少年義勇軍幹部

1現地訓練所職員　2直接指導員

二、應募資格

中等學校卒業以上の學歴を有し農村の指導又は教育に實際經驗を有するものにして年齢四十五才以下のもの

三、募集締切

イ、集團移民幹部（本期分締切）

ロ、義勇軍幹部　四月二十五日爾後隔月二十五日

四、諸給與待遇

内地訓練中は月額四十圓を給し訓練所迄並に渡滿旅費を給す俸給は内地本俸の七八割増とす。

## 雜貨値段表ノ一部

一、冬學生服

一號——六號　一圓七五…二圓六〇

一、手拭　特等一反　一、三〇
　　壹等仝　一、二五

一、マッチ　大一ケ　〇、三〇
　　小仝　〇、一〇

一、障子紙　壹號一本　〇、三〇
　　貳號仝　〇、二五

一、コール天乘馬ズボン　一著　一、六〇…一、九〇



# 戸籍の動き

略稱

☆

（自昭和二十年二月十日至昭和三十年三月三十一日）

### ⊙おめでた（出生の部）

篠崎正子　義平孫　玉田
加藤眞一　啓次郎孫
柏崎浩吉　喜作三男
中村カツ子　瀧十郎孫
市川マキ　源一三女
市川芳藤一長女
澁江キヨ子　愛吉孫
澁江キン　留吉五女
金田芳枝　金次郎長女
篠原忠　吉市郎四男
林トミ　多八八女
稲葉シゲ　專代次孫
伊矢野榮一　市三郎孫
鈴木利市　綱成弟
鈴木正武　英二甥
加藤タカ　景喜孫
落合均　幸一朗
鈴木常信　順一郎從姪
佐藤兆子　要太孫
大出千代子　友治郎孫
大柿タツ　金八孫
松葉富子　貴久二長女
大橋ミツ子　茂平姪
伊藤節子　文吾三女
根岸勇　正次郎庶子男
佐藤元一　良平孫
大柿勝　金八孫
大楊利雄　茂平孫
吉澤保子　德太郎二女
平井光　久治郎孫
三品忠太　久作三男
福田征子　仁平孫
伊藤貞雄　作次孫
大柿ナミ　政治郎孫
大出幸子　源吉孫
秉目ナカ　時二女
渡邊節子　貫太郎四女
大出勇　豊三郎四男
木村文　峯四女
三品常吉　茂平四男
宇賀神祥子　善作孫
三品ヤス　群三郎孫
湯澤誠　劉二男
江連カン　義信長女
高村睦子　茂十郎六女
佐藤陽一　平次郎孫
相羽道三郎　喜一五男
田野井ミツ　庄平孫
田野井ヒデ　万吉孫
松井篤　兵次郎孫
高村幸夫　菊十郎五男
齋藤道子　清司庶子
齋藤馨　清司庶子
三品キン　德重從妹
三品シゲ　德重從妹
三品源平　德重從弟
大野昭一　万平甥
佐藤喜典子　富治孫
佐藤佐雪子　富治孫
鈴木ゲン　源九郎孫
田野井力造　万吉孫
宇賀神二女　宇内二女
廣田嶽子　喜作三女
熊太郎孫　武子
黒川キヨ　順一二女
神山千江　林吉孫
中野陜子　宗一孫
川田イエ　夏三郎孫
加藤チヨ子　岩吉孫
佐藤松之助　巳代吉孫
廣田稔　良八孫
高村カツ子　富次長女
加藤信子　彌七姪
篠原ツヤ　平八四女
福島シズ子　吾一九女
大島英子　政吉孫
大出三郎　貞次郎甥
大出光男　貞次郎四男
大出一枝　萬平孫
佐藤靜江　藤平三女
阿部芳江　伊三郎甥
丸山節子　砂吉曾孫
秋澤智惠子　長平五女
大柿京子　昇三郎庶子
大柿昌子　昇三郎庶子
大塚フサ　平三郎孫
渡邊清剛　信義孫
大柿正明　松四郎二男
梅澤正子　保清從姪
藤沼好子　忠長女
熊倉秀一　直三郎孫
熊倉智行　文治孫
市花昭　理一孫
宇賀神ミヤ　彌一郎孫
手塚昭夫　末四郎二男
熊倉智行　喜市三男
七久保渡　音作孫
宇賀神文江　一雄二女
大塚秀雄　寅次庶子
田島洋子　久吉孫
宇賀神トミ　庄五郎五女
金子良作　平作甥
宇賀神勇三　德次五男
木島泰夫　松吉四男
大塚勇　磯吉孫
金子フサノ　藤一郎孫
手塚テル　徳平孫
田島京子　小太郎孫
宇賀神久男　猶三孫
田島輝夫　富作孫
手塚義雄　正四男
山崎悦男　豊次孫
菊地幹　藤松孫
落合正隆　幹次三男
大野豊次　芳次二男
大野シヅ　源次郎庶子女

### ⊙婚姻の部

高橋恐　玉田鈴木菊十郎
大梨タカ　玉田野中タヨ　玉田
瓦井ク　玉田善一郎　石川カク　玉田
大野ク　玉田二郎　大島一郎　玉田
枝橋清美　見野渡邊喜内　見野
源老原イク　見野渡邊コウ　見野
竹澤健次　見野加藤力造　見野
大柿ト　見野富澤サク　見野
小太刀正三　見野立名泰一　富岡
源老原トシ　見野湯澤マツ　富岡
矢野ハツ　富岡渡邊伊八郎　富岡
高村英子　富岡
金井仁　富岡小原義　富岡
井サト　富岡三品トヨ　富岡
鈴木政次　富岡田島喜作　富岡
菅谷ミヨ　富岡湯澤ツル　富岡
安達伊之吉　下遠小川國藏　下遠
小林タン　下遠部野アサ　下遠部
野中件治　下遠高橋
黒野田と上　下遠部明　下遠部
中野ロク　下遠
淺野政一　武子永井大作　武子
牛田リン　武子大石シヅ　武子
宇賀神一　武子大垣正信　武子
廣田ヨ　武子田仲ミチ　武子
横松寛二郎　武子大垣正信　武子
廣田フヨ　武子田仲ミチ　武子
高村榮二　武子加藤佐一郎　武子
中島ミツエ　武子小細ツネ　武子

267　菊沢地区見野　大出隆家文書目録　ウ17-6

高田義雄（武子）　三品京四（武子）
村上ヨハル　小野口ヨシ
丸山實（武子）　福田忠一（武子）
此氣のぶ　高村シン
大長田正雄（武子）　御子貝藤吾（武子）
塚ハツ　大出梅枝
千藤沼義（武子）　福井恒雄（武子）
葉ヨシ　市川ヨネ
菊落合キヨ（栃窪）　本多英聽（栃窪）
地ヨ　渡邊セツ
早齊藤島吉（栃窪）　阿部賢治（栃窪）
乙女レン　酒井靜江
大山下吉三（栃窪）　佐藤彦一（栃窪）
柿キヨ　塚キヨ
藤野酔（栃窪）　宇賀神誠四郎（千渡）
村アイ　鈴木マサ

⊙おくやみ（死亡の部）

稲葉ベン　正文叔母　玉田
大塚正吾　西吉五男
石川トメ　彌市母
高村ヤキ　釆女母
遠江坦　熊吉三男
澁江章子　長平曾孫
鈴木常信　順一郎從姪
富澤茂　喜三郎孫　見野
平井キン　平吉婦
木村カツ　亀吉妻
海老原キク　玖次妻
大貫ツネ　敬一郎母
木村博　峯二男
小太刀正　金一郎弟
佐藤ユウ　要太母
渡邊熊吉　勝父
吉澤保子　德太郎二女
渡邊ミヨ　喜平母
大柿象次郎　常作父
吉澤吉藏　英雄祖父
福田英　彪太郎父
三品留吉　富岡

佐藤ナチ　源四郎婦
相羽アキ　象三郎母
田野井喜重　万吉孫
三品伊三郎　戸主
大野新三　戸主
佐藤セイ　富治姉
野中後明　仲三郎孫
渡邊ぬく　彦三郎妹　下遠部
宇賀神育　幸吉五女
野中芳雄　庄平孫
麥倉文彌　泰久父　武子
中村友次　戸主
阿部キク　武一郎養母
佐野松之助　己之吉孫
加藤ウメ　彰母
大島德治　德造弟
黑川トミ　源一妹
野中仲夫　喜三郎長男
阿部政一　平十郎三男
出口博子　留吉長女
黑川綾子　源一六女
大塚クラ　戸主
廣田チカ　喜三郎母
出口伊次郎　豊吉父
大柿京子　昇三郎庶子　栃窪
梅澤勘榮　戸主
葛キチ　善造伯母
梅澤友次　明祖父
菊地ミイ　攝次祖母
熊倉七造　次郎八父
宇賀神久市　戸主
田島勝　富作孫
田島イト　戸主
金子チイ　藏一郎母
熊倉トヨ子　三郎平孫
菊地榮三　藤松孫

謹んで出征軍人及御家族に對し暑中御見舞申上候

昭和十三年八月盛夏

村長　大出新作
助役　渡邊勝
收入役　加藤邦夫
書記　田島貞吉
　　三品哲藏
　　黑崎宗
仝　廣田良八
仝　高田藤三郎
檢査員　渡邊順道
技術員　宇賀神金作
產業組合長　加藤正二
仝　專務理事　大塚作一郎
農會長　宇賀神孫作
消防組頭　西川信一
衛生組合長　高村富作
軍人分會副長　渡邊順道
青年團長　大出新作
女子青年團長　吉澤アサ
國防婦人分會長　生澤正一
西校長　佐藤顯
東校長　大沼富作
第一區長　大出源治郎
第二區長　野中仲次郎
第三區長　大野養太郎
第四區長　渡邊新三郎
第五區長　菊地清次
第六區長　宇賀神孫作
第七區長

## 肩・・籠

◆昨年七月事變發生以來滿一ケ年間に、役場關係で新たに發生した事務件數は九〇〇件に及んでゐる。
◇こんな數字を擧げるのは、實は村報發行停頓の言譯けにする編者の魂膽なのである。
◆隨つて本號は雜錄號とも云ふ程何かとなくとりあげて誌面を整へた。
◇中でも學校增改築の決果報告や、創期的事變年度に處する豫算村會の議事錄等は、村民として永く銘記すべき記事と云つて良い。
◆事變はいよ〳〵長期戰である。
◇戰爭の台所を承つてゐる農村の實務はいよいよ重い。
◆農產資源の確保は言はずもがな。
◇今や農繁期と上半期の收入期に當り、勤勞奉仕と貯蓄の强行とは、農村に於ける新なる二大愛國運動である。
◆けれども銃後の戰士は、第一線の如く選り拔きの男子のみではない。
◇女もあれば老人もあり、子供もある。
◆それだけ一糸亂れざる統制と大きな指導精神が必要である。
◇菊澤村勤勞奉仕團の活躍と、各種團体の協力になる貯蓄の實行とは今後の見もの。
◆冀くば堅忍持久、首尾一貫、そして更生菊澤の名に反かざらんことを。
◇たゞ祈る——。（渡邊生）

267　菊沢地区見野　大出隆家文書目録　ウ17-6